



守口市

消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和7年5月号>

「2時間後に電話が使えない!?!」「未納料金がある!?!」

詐欺電話にご注意ください

【事例1】

スマホに「+」で始まる電話番号の着信があった。電話に出ると、大手電話会社から「未納料金が発生している。放置すると法的措置をとる。コンビニで電子プリペイドカードを購入して支払うように」と言われた。不審に思い電話を切ったが大丈夫だろうか。

【事例2】

固定電話に出たら「〇〇省です。2時間以内にこの電話の利用が停止します。オペレーターと話す方は1番を押してください」と自動音声流れた。電話が止まると思い1番を選択すると、オペレーターから氏名や生年月日を聞かれ、身に覚えのない動画サイト利用料29万円を請求された。

【アドバイス】

国際電話番号や自動音声を利用して、実在する事業者や公的機関をかたり、個人情報や金銭をだまし取る詐欺の電話が増えています。

事例のような身に覚えのない請求を受けたときは、相手にせず電話を切り、冷静に対処しましょう。

事業者名や公的機関名をうのみにしないで、「電話が使えなくなる」「法的措置をとる」「訴訟する」などと言って不安をあおられても、あわてないでください。

本当かどうか確認したいときは、事業者の正式な連絡先を調べて問い合わせましょう。

▼「+」で始まる電話番号は要注意

「+」で始まる電話番号は海外からの電話です。国際電話が不要なら、固定電話は、国際電話不取扱受付センター（0120-210-364）で国際電話の休止の申し込みができます。携帯電話は、国際電話休止サービスを提供している場合があるので、契約している携帯電話会社に問い合わせてみましょう。

▼絶対にお金は支払わない

「コンビニで電子プリペイドカードを購入して番号を教えろ」と指示されるのは詐欺です。

インターネットバンキングで即時に支払わせようとする手口もあります。一度根拠のない請求に応じると、次々と請求される可能性があります。不安になっても決して応じてはいけません。

真偽が分からないときや不安なときは、お金を支払う前に消費生活センターに相談してください。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）